

住宅借入金等特別控除又は税額控除を受ける場合の要件（令和5年入居用）

（○：必要 △：該当する場合は必要）

基本的要件		A 住宅借入金等特別控除						C 住宅耐震 改修特別 控除	D 住宅 特定改修 特別税額 控除	E 認定住宅等新 築等特別税額 控除
		新築			中古					
		新築 住宅	認定 住宅等	ZE・ 省エネ	買取 再販 認定住宅	買取 再販 住宅	中古住宅 (既存住宅)			
1	住宅取得（引渡を受けた）後又は工事後6か月以内に居住している	○	○	○	○	○	○		○	○
2	居住日以後12月31日まで引き続き居住している	○	○	○	○	○	○			
3	自己が所有し、自己の居住の用に供する家屋について行う増改築等・改修工事である							○	○	
次のいずれかに該当する		○	○	○						
4	① 合計所得金額（繰越控除及び特別控除前）が2,000万円以下である 家屋の登記簿上の床面積（増改築等の場合は工事後）が50㎡以上であり、床面積の2分の1以上が居住用である	△	△	△	○	○	○		○ 注3	○ 注3
	② 合計所得金額（繰越控除及び特別控除前）が1,000万円以下である 家屋の登記簿上の床面積（増改築等の場合は工事後）が40㎡以上50㎡未満であり、床面積の2分の1以上が居住用	注1	注2	注2					○	○
5	金融機関等からの住宅ローン（借入金）等を利用している	○ 返済期間10年以上						ローンの有無にかかわらず適用可		
6	入居年とその前2年、後3年以内に譲渡所得の課税の特例を受けていない	○	○	○	○	○	○			○
7	贈与でない又は生計を一にする（取得の前後を通じて）親族等からの購入ではない				○	○	○			
次のいずれかに該当する					○					
8	① 認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅である		○		△		△			
	② ZE・水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅である			○			△			

増改築等の場合の追加要件		A★ 住宅 借入金等 特別控除 (増改築等)	C★ 住宅耐震 改修特別 控除	D 住宅 特定改修 特別税額 控除
9	増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替工事（第1号工事）	いずれかに該当 ○		
10	マンションなどの区分所有の床、階段又は壁の過半について行う修繕や模様替工事（第2号工事）			
11	家屋の居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の床や壁の全部の修繕や模様替工事（第3号工事）			
12	耐震基準に適合させるための修繕又は模様替（第4号工事）		○	
13	バリアフリー改修工事【増改築等工事証明書により証明されたもの】（第5号工事） 「工事を行う者が「特定個人（次のいずれかに該当する者）」であることが必要 ① 年齢50歳以上の者 ② 要介護認定を受けている者 }（申請中の方で、 ③ 要支援認定を受けている者 } 確定申告書提出時までに認定を受けた者も可） ④ 所得税法上の障害者 ⑤ 上記②から④に該当する親族と同居を常況とする者 ⑥ 年齢65歳以上の親族と同居を常況とする者			いずれかに該当 ○
14	省エネ改修工事【増改築等工事証明書により証明されたもの】（第6号工事） ① 断熱改修工事 ② 特定断熱改修工事 ③ ①又は②の工事と併せて行う一定の修繕・模様替えなどの工事 等			
15	多世帯同居改修工事【増改築等工事証明書により証明されたもの】 ● H28.4.1以降居住の用に供した場合に適用			
16	（特定）耐久性向上改修工事【増改築等工事証明書により証明されたもの】 ● 12又は（及び）14の工事と併せて行う場合のみ適用 ● H29.4.1以降居住の用に供した場合に適用			
17	補助金等控除後の工事費用の金額が100万円を超える		○	
18	補助金等控除後の工事費用の金額が50万円を超える			○
19	居住用部分の工事費用が総額の2分の1以上	○		○
20	S56.5.31以前に建築された家屋		○	

【用語の説明】

- ・ 特例居住用家屋（※1）・・・床面積が40㎡以上50㎡未満で令和5年12月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けた居住用家屋をいいます。
- ・ 特例認定住宅等（※2）・・・特例居住用家屋（※1）に該当する認定住宅等をいいます。

★ 住宅借入金等特別控除（A）と住宅耐震改修特別控除（C）については、両方の要件を満たしている場合は重複適用可能（要耐震改修住宅の場合は除く）

注1 ※1に該当すること

注2 ※2に該当すること

注3 本年分の合計所得金額が3,000万円以下であること

中古住宅の場合の追加要件		買取 再販 認定住宅	買取 再販 住宅	中古 (既存)
21	①から⑥の すべて に該当する	○	○	
	① 宅地建物取引業者から取得した家屋である	○	○	
	宅地建物取引業者から取得した時点において、次のイ及びロの すべて に該当する			
	② イ 新築した日から10年を経過した住宅である	○	○	
	□ 建築後に使用されたことのある住宅である			
	宅地建物取引業者からの取得前2年以内にその宅地建物取引業者が取得をし、次のイからトまでのいすれかに該当する増改築等をした家屋である			
	イ 増築、改築、建築基準法に規定する大規模な修繕又は大規模の模様替え（第1号工事）	い ず れ か に 該 当	い ず れ か に 該 当	
	□ マンションなど区分所有建物のうち、その人が区分所有する部分の床、階段又は壁の過半について行う一定の修繕・模様替え（第2号工事）			
	③ 家屋（マンションなどの区分所有建物にあたっては、区分所有する部分に限ります。）のうち居			
	ハ 室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕・模様替え（第3号工事）			
	一 建築基準法施行令の構造強度等に関する規定又は地震に対する安全性に係る基準に適合させるため			
	の一定の修繕・模様替え（第4号工事）			
	ホ 一定のバリアフリー改修工事（第5号工事）			
	ヘ 一定の省エネ改修工事（第6号工事）			
	ト 給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る修繕又は模様替え（既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結しているものに限る。）（第7号工事）			
	④ ③の工事に要した費用の総額が、家屋の売買価額（税込）の20%に相当する金額（300万円を超える場合は300万円）以上である	○	○	
	次のいずれかに該当する	○	○	
	⑤ イ ③イからへの工事に要した費用の額の合計額が100万円を超えること	/	/	
	□ ③ニからトのいずれかの工事に要した費用の額が50万円を超えること			
	次のいずれかに該当する	○ 注5	○	○
	イ 昭和57年1月1日以後に建築されたものであること	/	/	/
	⑥ □ 取得の前2年以内に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合するものであると証明されたもの（耐震住宅）であること			
	イ又はロに該当しない一定の住宅（要耐震改修住宅）のうち、その取得の日までに耐震改修を行う			
	ハ ことについて申請をし、かつ、居住の用に供した日までにその耐震改修（注4）により家屋が耐震基準に適合することにつき証明がされたものであること			

注4 租税特別措置法第41条の19の2第1項又は第41条の19の3第6項若しくは第8項の適用を受けるものを除く

注5 ⑥ハの要耐震改修住宅を除く、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅のいずれかに該当する買取再販住宅であるもの

住宅借入金等特別控除又は税額控除を受ける場合の添付書類（令和5年入居用）

区 分			ローン 有				ローン 無		
			A 住宅借入金等特別控除				C 住宅耐震 改修特別 税額控除	D 住宅特定 改修特別 税額控除	E 認定住宅 等新築等 特別税額 控除
入手先			新築住宅	認定住宅等	中古住宅 (既存住宅)	増改築等			
【共通事項】 (○：必要 △：該当する場合は必要)									
イ	計算 明細 書	A (特定増改築等) 住宅借入金 等特別控除額の計算明細書	税務署	○	○	○	○		
		C 住宅耐震改修特別控除額の計 算明細書						○	
		D 住宅特定改修特別税額控除額 の計算明細書						○	
		E 認定住宅等新築等特別税額控 除額の計算明細書							○
ロ		住宅取得資金に係る借入金の年末 残高等証明書	借入先 (金融機関等)	○	○	○	○		
ハ		家屋(土地)の登記事項証明書 ※ 写し可	法務局	○	○	○	○	○	○
ニ		家屋(土地)の売買契約書又は請 負契約書等の写し	不動産業者 建築業者 等	○	○	○	○		○
ホ		【H23.6.30以降(契約)】 補助金等の額を証する書類	補助金等の 交付元等	△	△	△	△	△	
		【H23.6.30以降(契約)】 贈与の特例を受けた額を証する書類 (預金通帳や贈与税申告書の写し等)		△	△	△	△		
ヘ		その他(控除別の下表の区分に応じた書類)			※2	※2	※1	※1	※2

注 計算明細書に不動産番号を記載した場合は、登記事項証明書の添付を省略することができます。

※1 【増改築等の場合（A（増改築等）・C・D）】

区 分		添付書類等	入手先	ローン 有	ローン 無	
				A 住宅借入金等特別 控除（増 改築等）	C 住宅耐震 改修特別 税額控除	D 住宅特定 改修特別 税額控除
①	増築・改築・大規模修繕又は大規模模様替工事（1号工事）	次のいずれかの書類		○		
		・「建築確認済証」の写し	県又は市町村			
		・「検査済証」の写し	同 上			
		・「増改築等工事証明書」	建築士等★1			
②	上記以外の工事（2号～6号工事）	「増改築等工事証明書」	建築士等★1	○		○
③	バリアフリー改修工事で、本人又は同居親族が要介護者又は要支援者に該当する場合	「介護保険の被保険者証」の写し	市区町村（介護保険課等）			△
④	耐久性向上改修工事等について控除を受ける場合	「長期優良住宅建築等計画認定通知書」の写し	所管行政庁★2（県・市区町村の建設部局又は住宅部局）			△
⑤	耐震改修工事等について控除を受ける場合	次のいずれかの書類			○	
		・「住宅耐震改修証明書」	県・市区町村又は建築士等★1			
		・「増改築等工事証明書」	建築士等★1			

★1 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関及び住宅瑕疵担保責任法人

★2 申請窓口は国土交通省HPで検索可能

次頁(※2)へ

※2 【A（認定住宅等）、（中古住宅）・E】							
添 付 書 類 等		入 手 先	認定等		中古		
			認定	ZEH/ 省エネ	買取 再販 認定	買取 再販	中古 （既存）
認定長期優良住宅の場合（イ及びロの両方が必要（注1））							
①	イ 「長期優良住宅建築等計画の認定通知書」 の写し（注1）	所管行政庁★2 （県・市区町村の建設部局 又は住宅部局）	△		△		△
	次のいずれかの書類						
	ロ ・「住宅用家屋証明書」又はその写し	市区町村	△		△		△
	・「認定長期優良住宅建築証明書」	建築士等★1	△		△		△
低炭素住宅の場合（イ及びロの両方が必要）							
②	イ 「低炭素建築物新築等計画の認定通知書」 の写し（注2）	所管行政庁★2 （県・市区町村の建設部局 又は住宅部局）	△		△		△
	次のいずれかの書類						
	ロ ・「住宅用家屋証明書」又はその写し	市区町村	△		△		△
	・「認定低炭素住宅建築証明書」	建築士等★1	△		△		△
低炭素住宅とみなされる特定建築物の場合							
③	「住宅用家屋証明書」（特定建築物用）	市区町村	△		△		△
特定エネルギー消費性能向上住宅（ZEH水準省エネ住宅）の場合							
④	次のいずれかの書類						
	・「住宅省エネルギー性能証明書」	建築士等★1		△	△		△
	・「建設住宅性能評価書」又はその写し （注3）	登録住宅性能評価機関		△	△		△
エネルギー消費性能向上住宅（省エネ基準適合住宅）の場合							
⑤	次のいずれかの書類						
	・「住宅省エネルギー性能証明書」	建築士等★1		△	△		△
	・「建設住宅性能評価書」又はその写し （注4）	登録住宅性能評価機関		△	△		△
耐震基準に適合する建物の場合（昭和56年12月31日以前に建築された場合のみ必要）							
⑥	次のいずれかの書類						
	・「耐震基準適合証明書」	建築士等★1			△	△	△
	・「建設住宅性能評価書」の写し	登録住宅性能評価機関			△	△	△
	・「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の 付保証明書」	住宅瑕疵担保責任法人			△	△	△
要耐震改修住宅の場合（昭和56年12月31日以前に建築された場合のみ必要）							
要耐震改修住宅の請負契約書の写し		建築業者等				△	△
⑦	次のいずれかの書類						
	・「建築物の耐震改修計画の認定申請書」 の写し及び「耐震基準適合証明書」	建築士等★1				△	△
	・「耐震基準適合証明申請書（耐震基準適合証 明仮申請書）」の写し及び「耐震基準適合証 明書」	同 上				△	△
	・「建設住宅性能評価申請書（建設住宅性能評価 仮申請書）」の写し及び「建設住宅性能評価書」 の写し	登録住宅性能評価機関				△	△
	・「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約の申込 書」の写し及び「既存住宅売買瑕疵担保責任保 険契約の付保証明書」	住宅瑕疵担保責任法人				△	△
債務の承継がある場合							
⑧	債務の承継に係る契約書の写し	独立行政法人都市再生機構等			△	△	△
宅地建物取引業者が特定増改築を行った事実を証する書類							
⑨	増改築等工事証明書	建築士等★1			○	○	

★1 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関及び住宅瑕疵担保責任法人

★2 申請窓口は国土交通省HPで検索可能

注1 ① 「長期優良住宅建築等計画の認定通知書」の区分が「既存」である場合…認定通知書の写しのみ必要

② 長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた場合…変更認定通知書の写し

③ 認定計画実施者の地位の承継があった場合…認定通知書及び地位の承継に係る承認通知書の写し

注2 ① 低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けた場合…変更認定通知書の写し

② 認定計画実施者の地位の承継があった場合…認定通知書及び地位の承継に係る承認通知書の写し

注3 断熱等性能等級に係る評価が等級5以上および一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6以上であるもの

注4 断熱等性能等級に係る評価が等級4以上および一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4以上であるもの

11 住宅税制一覧表

住宅借入金等特別控除（措法第41条）

居住開始年等			住宅借入金等の 年末残高の限度額		適用年		R5		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
R4年中	一般	（特例）特別特例取得	4,000万円	13年	R4年分 ～R16年分	控除率	限度額										（※2）			
		新築住宅又は 買取再販住宅	3,000万円			1%	40万円													
		中古住宅又は増改築	2,000万円	10年	R4年分 ～R13年分	0.7%	21万円													
	認定 住宅	（特例）特別特例取得	5,000万円	13年	R4年分 ～R16年分	1%	50万円										（※2）			
		新築住宅又は 買取再販住宅					35万円													
		中古住宅	3,000万円	10年	R4年分 ～R13年分		21万円													
	ZEH 水準 省エネ 住宅	新築住宅又は 買取再販住宅	4,500万円	13年	R4年分 ～R16年分	0.7%	31.5万円										（※2）			
		中古住宅	3,000万円	10年	R4年分 ～R13年分		21万円													
	省エネ 基準 適合 住宅	新築住宅又は 買取再販住宅	4,000万円	13年	R4年分 ～R16年分		28万円										（※2）			
		中古住宅	3,000万円	10年	R4年分 ～R13年分		21万円													
R5年中	一般	新築住宅又は 買取再販住宅	3,000万円	13年	R5年分 ～R17年分	0.7%	21万円													
		中古住宅又は増改築	2,000万円	10年	R5年分 ～R14年分		14万円													
	認定 住宅	新築住宅又は 買取再販住宅	5,000万円	13年	R5年分 ～R17年分		35万円													
		中古住宅	3,000万円	10年	R5年分 ～R14年分		21万円													
	ZEH 水準 省エネ 住宅	新築住宅又は 買取再販住宅	4,500万円	13年	R5年分 ～R17年分		31.5万円													
		中古住宅	3,000万円	10年	R5年分 ～R14年分		21万円													
	省エネ 基準 適合 住宅	新築住宅又は 買取再販住宅	4,000万円	13年	R5年分 ～R17年分		28万円													
		中古住宅	3,000万円	10年	R5年分 ～R14年分		21万円													

- （注1） ・「一般」とは住宅借入金等特別控除（措法41①）をいう。
・「認定住宅」とは認定住宅（認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅）の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例（措法41⑩一二）をいう。
・「ZEH水準省エネ住宅」とは認定住宅等（特定エネルギー消費性能向上住宅）の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例（措法41⑩三）をいう。
・「省エネ基準適合住宅」とは認定住宅等（エネルギー消費性能向上住宅）の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例（措法41⑩四）をいう。
・「特別特定取得」とは、住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における住宅の取得等をいう。
・「特定取得」とは、住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における住宅の取得等をいう。
・「特別特例取得」とはその住宅の取得等が特別特定取得に該当する場合で、当該住宅の取得等に係る契約が次の期間に締結されているものをいう。
イ 新築（注文住宅）：令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間。
ロ 分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等：令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間。
・「特例特別特例取得」とは、特別特例取得に該当する場合で、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅の取得等、「新築住宅又は買取再販住宅」とは、居住用家屋の新築、居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得又は宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の居住用家屋の取得（措法41①）をいう。
- （注2） 控除額は、100円未満の端数を切り捨てる。

- （※1） 令和元年10月から12月の間に居住を開始した場合に限る。
（※2） 居住開始年が令和3年12月31日以前の場合及び居住開始年が令和4年中で（特例）特別特例取得に該当する場合の11年目から13年目の控除額は、
（建物価格－消費税額等）×2%÷3の金額[一般：最高26.66万円、認定住宅：最高33.33万円]

[一般：4,000万円、認定住宅：5,000万円が限度]

円]が限度となる。

[illegible]

F A 4 0 2 5

住 所	郵便番号 〒 電話番号 ()
フリガナ 氏 名	

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

		家屋に関する事項				土地等に関する事項						
居住開始年月日		㊦	平成 令和					〔平成 令和				
契約日	区分	㊩	平成 令和									
補助金等控除前の 取得対価の額		㊮										
交付を受ける 補助金等の額		㊮										
取得対価の額 (㊮ - ㊮) (㊮ - ㊮)		㊮										
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。		㊮					㊮					
うち居住用部分 の(床)面積		㊮					㊮					
不動産番号	家屋							土地				

[illegible]

		㊤ 家 屋	㊦ 土 地 等	㊨ 合 計	㊩ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	①	/	/		/
(㊤ , ㊦ , ㊨) × ① ※共有でない場合は, ㊤, ㊦, ㊨を書いてください。	②	㊤ (㊤ × ㊤ の ①)	㊦ (㊦ × ㊦ の ①)	(㊤ + ㊦ の ②) 又は (㊦ + ㊨ の ②)	㊩ (㊩ × ㊩ の ①)
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	③				
あなたの持分に係る取得対価の額等 (② - ③)	④				

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に⑦、⑧に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)
--------	----	-----	--

あり

		㉔ 住 宅 の み		㉕ 土 地 等 の み		㉖ 住宅及び土地等		㉗ 増 改 築 等	
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	㉔								
連帯債務に係るあなたの負担割合 （付表）の㉔の割合	㉕								
※連帯債務がない場合には、100.0%と書きます。									
住宅借入金等の年末残高 （付表）の㉔の金額	㉖								
※連帯債務がない場合には、㉔の金額を書きます。									
㉔と㉖のいずれか少ない方の金額	㉗								
居 住 用 割 合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	㉘	$\text{㉔} \div \text{㉖}$		$\text{㉕} \div \text{㉗}$		$\text{㉖} \div \text{㉗}$		$\text{㉗} \div \text{㉘}$	
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 （㉔ × ㉘）	㉙								
住宅借入金等の年末残高の合計額（㉔の㉙＋㉕の㉙＋㉖の㉙＋㉗の㉙）								㉚	
※ ㉙の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉙」欄に転記します。									

次の22欄から16欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控用の裏面を参照してください。		⑫ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑬ 断熱改修工事等の費用の額	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑮ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
⑯ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	⑰ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑫+⑭+⑮+⑯)	⑱ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑰又は⑰×Dの①)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (⑰と⑱のいずれか少ない方の金額で最高250万円。 ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等)に係るものを除きます。)が特定取得(第二面参照)に該当しない場合は、最高40万円。		
			⑲		

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。

[illegible]

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の
交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。

	登	登	契	契	残	確	証	認定	付		仮	A	B	C
						住民			台帳番号 一連番号					

83-

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

○
二面は一面と一緒に提出してください。

※6 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑳欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉓欄に記載します。

※ ②③欄の金額を一面の②③欄に転記します。

(3)

(4)

※(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

1 住所及び氏名

住 所	郵便番号	—
	電話番号	()
フリガナ		
氏 名		

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

(共有者の氏名)

一面
(住)

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居 住 開 始 年 月 日	㊦ 平成 令和 . .	〔平成 令和 . .〕
契 約 日	㊧ 平成 令和 . .	
契 約 区 分		
補 助 金 等 控 除 前 の 取 得 対 価 の 額	㊨	㊩
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額	㊪	㊫
取 得 対 価 の 額 (㊨ - ㊪ (㊨ - ㊫))	㊬	㊭
総 (床) 面 積 ※小数点以下第2位まで書きなさい。	㊮	㊯
うち 居 住 用 部 分 の (床) 面 積	㊰	㊱

不 動 産 番 号	家 屋					土 地					
-----------	-----	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--

3 増改築等をした部分に係る事項

居 住 開 始 年 月 日	㊲ 平成 令和 . .
契 約 日	㊳ 平成 令和 . .
補 助 金 等 控 除 前 の 増 改 築 等 の 費 用 の 額	㊴
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額	㊵
増 改 築 等 の 費 用 の 額 (㊴ - ㊵)	㊶
㊶のうち居住用部分の金額	㊷
増 改 築 等 を し た 家 屋 の 総 床 面 積	㊸

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㊹ 家 屋	㊺ 土 地 等	㊻ 合 計	㊼ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	㊽ /	/		/
(㊽, ㊾, ㊿) × ㊿	㊿ (㊽ × ㊹ の ㊿)	㊿ (㊺ × ㊻ の ㊿)	(㊹の㊿+㊺の㊿)又は(㊻の㊿+㊼の㊿)	㊿ (㊿ × ㊿ の ㊿)
住宅取得等資金の贈与の 特例を受けた金額等				
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㊿ - ㊿)				

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に㊿、㊿に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)	あり
--------	----	-----	--	----

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㊿ 住 宅 の み	㊿ 土 地 等 の み	㊿ 住宅及び土地等	㊿ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	㊿			
連帯債務に係るあなたの負担割合 (〔附表〕の㊿の割合) ※連帯債務がない場合には、100.0%と書きなさい。	㊿			
住宅借入金等の年末残高 (〔附表〕の㊿の金額) ※連帯債務がない場合には、㊿の金額を書きなさい。	㊿			
㊿と㊿のいずれか 少ない方の金額				
居 住 用 割 合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きなさい。	㊿ ÷ ㊿	㊿ ÷ ㊿		㊿ ÷ ㊿
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㊿ × ㊿)				
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㊿の㊿+㊿の㊿+㊿の㊿+㊿の㊿) ※ ㊿の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊿」欄に転記します。				㊿

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の12欄から16欄に補助金等控除後の金額 を書いてください。これらの金額が50万円 を超えときに特定増改築等住宅借入金等 特別控除の適用を受けることができます。 詳しくは、控用の裏面を参照してください。	12 高齢者等居住改修 工事等の費用の額	13 断熱改修工事等の費用の額	14 特定断熱改修工事 等の費用の額	15 特定多世帯同居改修 工事等の費用の額
16 特定耐久性向上改修 工事等の費用の額	17 特定の増改築等工事の費用の合計額 (12+14+15+16)	18 あなたの持分に係る特定の 増改築等工事の費用の額 (17又は17×㊿の㊿)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定 多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (12と15のいずれか少ない方の金額で最高20万円。 ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修 工事等に係るものを除きます。)が特定取得 (※二面参照)に該当しない場合は、最高20万円。)	
				19

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	番号	20	〇〇
--	----	----	----

※次に該当する場合に、書いてください。

同一一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一一年中 取得	家 屋 : 1 増改築等 : 2	㊿又は㊿の金額 (10%に係る部分のみ)	21		円
			㊿の㊿又は ㊿の㊿の金額 (10%に係る部分のみ)	22		円
重複適用を受ける場合は、 右の文字に○をした上で、 二面の㊿の金額を転記して ください。	重複適用		23		〇〇	円

令和05年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。					⑪	円
番号	居住の用に供した日等			算式等	住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	円
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合（4から12のいずれかを選択する場合を除きます。）	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合（※1）	住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳ (最高40万円)	円
					00	
			新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳ (最高21万円)	円
					00	
2			中古住宅又は増改築に該当するとき	⑪×0.007=	⑳ (最高14万円)	円
					00	
	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特別）特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳ (最高40万円)	円	
					00	
		住宅の取得等が（特別）特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	⑳ (最高20万円)	円	
					00	
3						
4	認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合（※1）	住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳ (最高50万円)	円
					00	
			新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳ (最高35万円)	円
					00	
5	認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合		中古住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳ (最高21万円)	円
					00	
		平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が（特別）特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳ (最高50万円)	円
					00	
	認定住宅等がZEH水準省エネ住宅に該当するとき（※5）		住宅の取得等が（特別）特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	⑳ (最高30万円)	円
					00	
			新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳ (最高31万5千円)	円
					00	
6	認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき（※5）		中古住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳ (最高21万円)	円
					00	
			新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳ (最高28万円)	円
					00	
7	認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき（※5）		中古住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳ (最高21万円)	円
					00	
			新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳ (最高21万円)	円
					00	

二面
住

（再び居住の用に供したことに係る事項）

- ※1 「令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合」欄の「住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき」欄は、令和4年中に居住の用に供した方のみが対象となります。
- ※2 ⑳欄の金額を一面の㉔欄に転記します。
- ※3 ㉔欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※4 （特例）特別特例取得及び（特別）特定取得については、控除の裏面の「用語の説明」を参照してください。
- ※5 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、（特例）特別特例取得に該当する場合は、番号「1」の「住宅の取得等が（特例）特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※6 「（再び居住の用に供したことに係る事項）」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

転居年月日	年 月 日	再居住開始年月日	年 月 日
居住の用に供していない期間の家屋の用途	☐ 賃貸の用 年 月 日～ 年 月 日 ☐ 空家 ☐ その他（ ）		
その家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用	☐ 再び居住の用に供したことにより、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受ける	☐ 再び居住の用に供した場合の再適用	☐ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける

○ 重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の㉔欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉔欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（㉔の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	㉔	円
			00

※ ㉔欄の金額を一面の㉔欄に転記します。

○ 不動産番号が一面に書ききれない場合

(1)		(3)	
(2)		(4)	

※（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

令和 〇 5 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

1 住所及び氏名

住 所	郵便番号	〒							
	電話番号	()							
フリガナ									
氏 名									

整 理 番 号									
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居 住 開 始 年 月 日	㊦ 平成 〇〇. 〇〇. 〇〇 令和 〇〇. 〇〇. 〇〇	(平成 〇〇. 〇〇. 〇〇) (令和 〇〇. 〇〇. 〇〇)
契 約 日	㊧ 平成 〇〇. 〇〇. 〇〇 令和 〇〇. 〇〇. 〇〇	
契 約 区 分	㊨ 〇	
補 助 金 等 控 除 前 の 取 得 対 価 の 額	㊩ 〇〇〇〇〇〇〇	㊫ 〇〇〇〇〇〇〇
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額	㊪ 〇〇〇〇〇〇〇	㊬ 〇〇〇〇〇〇〇
取 得 対 価 の 額 (㊩ - ㊪) (㊫ - ㊬)	㊭ 〇〇〇〇〇〇〇	㊮ 〇〇〇〇〇〇〇
総 (床) 面 積 ※小数点以下第2位まで書きなさい。	㊯ 〇〇〇. 〇〇	㊱ 〇〇〇. 〇〇
うち 居 住 用 部 分 の (床) 面 積	㊲ 〇〇〇. 〇〇	㊳ 〇〇〇. 〇〇
不 動 産 番 号	家 屋 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	土 地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 増改築等をした部分に係る事項

居 住 開 始 年 月 日	㊴ 平成 〇〇. 〇〇. 〇〇 令和 〇〇. 〇〇. 〇〇
契 約 日	㊵ 平成 〇〇. 〇〇. 〇〇 令和 〇〇. 〇〇. 〇〇
補 助 金 等 控 除 前 の 増 改 築 等 の 費 用 の 額	㊶ 〇〇〇〇〇〇〇
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額	㊷ 〇〇〇〇〇〇〇
増 改 築 等 の 費 用 の 額 (㊶ - ㊷)	㊸ 〇〇〇〇〇〇〇
㊶のうち居住用部分の金額	㊹ 〇〇〇〇〇〇〇
増 改 築 等 を し た 家 屋 の 総 床 面 積	㊺ 〇〇〇. 〇〇

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㊻ 家 屋	㊼ 土 地 等	㊽ 合 計	㊾ 増 改 築 等
あ な た の 共 有 持 分 ※共有の場合のみ書いてください。	① 〇〇〇/〇〇〇	② 〇〇〇/〇〇〇		③ 〇〇〇/〇〇〇
(④ , ⑤ , ⑥) × ① ※共有でない場合は、④、⑤、⑥を書いてください。	④ (④ × ㊻ の ①)	⑤ (⑤ × ㊼ の ①)	⑥ (㊻ の ② + ㊼ の ②) 又は (㊼ の ② + ㊽ の ②)	⑦ (⑦ × ㊾ の ①)
住 宅 取 得 等 資 金 の 贈 与 の 特 例 を 受 け た 金 額 等	③ 〇〇〇〇〇〇〇	④ 〇〇〇〇〇〇〇	⑤ 〇〇〇〇〇〇〇	⑥ 〇〇〇〇〇〇〇
あ な た の 持 分 に 係 る 取 得 対 価 の 額 等 (③ - ④)	⑦ 〇〇〇〇〇〇〇	⑧ 〇〇〇〇〇〇〇	⑨ 〇〇〇〇〇〇〇	⑩ 〇〇〇〇〇〇〇

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に㊹、㊺に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)	〇〇〇〇〇〇〇
--------	----	-----	--	---------

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

あり	あり
----	----

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㊿ 住 宅 の み	㋀ 土 地 等 の み	㋁ 住 宅 及 び 土 地 等	㋂ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	㋃ 〇〇〇〇〇〇〇	㋄ 〇〇〇〇〇〇〇	㋅ 〇〇〇〇〇〇〇	㋆ 〇〇〇〇〇〇〇
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表)の㋇の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きなさい。	㋇ 〇〇. 〇〇	㋈ 〇〇. 〇〇	㋉ 〇〇. 〇〇	㋊ 〇〇. 〇〇
住 宅 借 入 金 等 の 年 末 残 高 (付表)の㋋の金額 ※連帯債務がない場合には、㋃の金額を書きなさい。	㋋ 〇〇〇〇〇〇〇	㋌ 〇〇〇〇〇〇〇	㋍ 〇〇〇〇〇〇〇	㋎ 〇〇〇〇〇〇〇
㋋と㋌のいずれか少ない方の金額	㋏ 〇〇〇〇〇〇〇	㋐ 〇〇〇〇〇〇〇	㋑ 〇〇〇〇〇〇〇	㋒ 〇〇〇〇〇〇〇
居 住 用 割 合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きなさい。	㋓ ④ ÷ ㋋	㋔ ⑤ ÷ ㋌	㋕ 〇〇. 〇〇	㋖ ㊹ ÷ ㊶
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㋏ × ㋓)	㋗ 〇〇〇〇〇〇〇	㋘ 〇〇〇〇〇〇〇	㋙ 〇〇〇〇〇〇〇	㋚ 〇〇〇〇〇〇〇
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㋗ + ㋘ + ㋙ + ㋚) ※ ㋙の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㋛」欄に転記します。	㋛ 〇〇〇〇〇〇〇			㋜ 〇〇〇〇〇〇〇

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の12欄から㋞欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控除の裏面を参照してください。	㋞ 高 齢 者 等 居 住 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㋟ 断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㋠ 特 定 断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㋡ 特 定 多 世 帯 同 居 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額
㋞ 〇〇〇〇〇〇〇	㋟ 〇〇〇〇〇〇〇	㋠ 〇〇〇〇〇〇〇	㋡ 〇〇〇〇〇〇〇	㋢ 〇〇〇〇〇〇〇
㋣ 特 定 耐 久 性 向 上 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㋤ 特 定 の 増 改 築 等 工 事 の 費 用 の 合 計 額 (㋞ + ㋟ + ㋠ + ㋡)	㋥ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (㋠又は㋠×㋤の㋦)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (㋠と㋡のいずれか少ない方の金額で最高20万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高20万円。)	
㋣ 〇〇〇〇〇〇〇	㋤ 〇〇〇〇〇〇〇	㋥ 〇〇〇〇〇〇〇	㋦ 〇〇〇〇〇〇〇	

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	番 号 〇〇 20 〇〇〇〇〇〇〇〇
--	--------------------

※次に該当する場合に、書いてください。

同一一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一一年中 取得	家 屋 : 1 増 改 築 等 : 2	㋧又は㋨の金額 (10%に係る部分のみ)	㋩ 〇〇〇〇〇〇〇	㋪ 〇〇〇〇〇〇〇	重複適用を受ける場合は、 右の文字に○をした上で、 二面の㋫の金額を転記してください。	重 複 適 用	㋫ 〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇		㋬の㋩又は ㋪の㋬の金額 (10%に係る部分のみ)	㋭ 〇〇〇〇〇〇〇	㋮ 〇〇〇〇〇〇〇			〇〇

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。	要 し な い
---	---------

令和05年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。					⑪	円
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	円	
1	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合(※1)	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=	(最高40万円)	円	
2	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(4から12のいずれかを選択する場合を除きます。)	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	(最高21万円)	円	
		中古住宅又は増改築に該当するとき	⑪×0.007=	(最高14万円)	円	
	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	(最高40万円)	円	
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	(最高20万円)	円	
3						
4	認定住宅等が認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当するとき	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合(※1)	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=	(最高50万円)	円
		新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	(最高35万円)	円	
		中古住宅に該当するとき	⑪×0.007=	(最高21万円)	円	
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	(最高50万円)	円	
5	認定住宅等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	(最高30万円)	円
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	(最高30万円)	円	
6	認定住宅等がZEH水準省エネ住宅に該当するとき(※5)	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	(最高31万5千円)	円
		中古住宅に該当するとき	⑪×0.007=	(最高21万円)	円	
7	認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき(※5)	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	(最高28万円)	円
		中古住宅に該当するとき	⑪×0.007=	(最高21万円)	円	

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	年 月 日	再居住開始年月日	年 月 日
居住の用に供していない期間の家屋の用途	☐ 賃貸の用 ☐ 空家 ☐ その他 ()		
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	☐ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける	☐ 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける	

- ※1 「令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合」欄の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄は、令和4年中に居住の用に供した方のみが対象となります。
- ※2 ②0欄の金額を一面の②0欄に転記します。
- ※3 ②0欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※4 (特例)特別特例取得及び(特別)特定取得については、控用の裏面の「用語の説明」を参照してください。
- ※5 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「1」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※6 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の②0欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の②3欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(②0の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)	②3	円
			00

※ ②3欄の金額を一面の②3欄に転記します。

○ 不動産番号が一面に書ききれない場合

(1)		(3)	
(2)		(4)	

※(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

二面 控用 ○ この用紙は 控用 です。申告には、必ず 提出用 を使ってください。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

○ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)の作成に当たっては、次の1～8に留意して記載してください。併せて、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額の計算・手続の詳細や令和4年以前に入居した方については、居住した年分の「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご確認ください。

なお、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、「(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等をした部分に係る事項」欄

(1) 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「平成〇〇.〇〇.〇〇」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

(2) ④「契約日・契約区分」の区分□は、住宅の新築に係る契約又は新築住宅の購入に係る契約の場合は「1」を、買取再販住宅の購入に係る契約の場合は「3」を、中古住宅の購入に係る契約の場合は「4」を記入します。

なお、令和4年以前に入居した方については、記入する内容が異なりますので、居住した年分の「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご確認ください。

④「契約日・契約区分」及び⑤「契約日」の「平成〇〇.〇〇.〇〇」は、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに入居した場合に記載します。

(3) 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合、⑥欄、⑦欄又は⑧欄にその金額を書いてください。

※ 補助金等とは、住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結した場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。

なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、⑧欄にはこれらの補助金等の額の合計額を記入します。

また、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額と、「土地等」に係る補助金等の額とに区分した金額をそれぞれ⑥欄又は⑦欄に転記してください。

i 「家屋」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」の補助金等の額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \text{⑥欄の金額}}{\text{⑥欄の金額} + \text{⑦欄の金額}} = (\quad \text{円}) \\ (\quad \text{円}) \quad (\quad \text{円}) \quad (\quad \text{円}) \quad (\quad \text{円}) \quad \Rightarrow \text{⑥欄へ転記} \end{array}$$

ii 「土地等」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」の補助金等の額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \text{⑦欄の金額}}{\text{⑥欄の金額} + \text{⑦欄の金額}} = (\quad \text{円}) \\ (\quad \text{円}) \quad (\quad \text{円}) \quad (\quad \text{円}) \quad (\quad \text{円}) \quad \Rightarrow \text{⑦欄へ転記} \end{array}$$

(4) 「不動産番号」欄には、登記事項証明書の不動産番号を記入してください。

2 「4 家屋や土地等の取得対価の額」欄

③欄は、住宅取得等資金の贈与税の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受けた場合に書いてください。

なお、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合で、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てたときや家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでなく、かつ、共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額とに区分した金額をそれぞれ④の③欄又は⑤の③欄に転記してください。

i 「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」に関し特例の適用を受けた金額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額} \times \text{⑥欄の金額}}{\text{⑥欄の金額} + \text{⑦欄の金額}} = (\quad \text{円}) \\ (\quad \text{円}) \quad (\quad \text{円}) \quad (\quad \text{円}) \quad (\quad \text{円}) \quad \Rightarrow \text{④の③欄へ転記} \end{array}$$

ii 「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」に関し特例の適用を受けた金額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額} \times \text{⑦欄の金額}}{\text{⑥欄の金額} + \text{⑦欄の金額}} = (\quad \text{円}) \\ (\quad \text{円}) \quad (\quad \text{円}) \quad (\quad \text{円}) \quad (\quad \text{円}) \quad \Rightarrow \text{⑤の③欄へ転記} \end{array}$$

3 「5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項」欄

令和4年以前に入居した方は、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等について、該当する文字を○で囲んでください。

なお、同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%であるときには、「8%」及び「10%」の両方の文字を○で囲んでください。

4 「6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延」欄

令和2年9月30日までに住宅の新築に係る契約をした方又は令和2年11月30日までに新築住宅や中古住宅の購入に係る契約若しくは増改築等に係る契約をした方が、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年12月31日までに当該家屋を居住の用に供することができず、令和3年中に居住の用に供した場合は、「あり」に○をしてください。

5 「7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ⑨欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)

なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り、)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

- (2) ⑨欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。
- なお、⑤の⑨欄と⑥の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄と⑧の⑨欄の割合の差が10%以内（⑨欄が90%以上のため100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合（例えば、92.5%など）により比較します。）である場合には、それぞれ⑩欄の面積は「④×⑤の⑨」又は「④×⑧の⑨」とし、⑥の⑨欄は、それぞれ⑤の⑨欄の割合又は⑧の⑨欄の割合を書いても差し支えありません。
- (3) ⑥の⑨欄の記入に当たって、⑤の⑨欄と⑦の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄と⑧の⑨欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の⑨欄の割合又は⑧の⑨欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑩欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。
- i ⑥の⑧欄の金額(円) × $\frac{\text{④の④欄又は⑦の④欄の金額(円)}}{\text{⑤の④欄の金額(円)}}$ × ⑤の⑨欄又は⑧の⑨欄の割合(%) = (円)
- ii ⑥の⑧欄の金額(円) × $\frac{\text{⑦の④欄の金額(円)}}{\text{⑤の④欄の金額(円)}}$ × ⑦の⑨欄の割合(%) = (円)
- (4) ⑪欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日		⑪欄の最高限度額						
		二面番号1・4・11 （令和4年入居で（特例 特別特例取得に該当）	二面番号2	二面番号6 （ZEH水準省エネ住宅）	二面番号7 （省エネ基準適合住宅）	二面番号5 （認定住宅）	二面番号8～10 （特定増改築等）	二面番号12 （住宅の再取得等に 係る控除額の特例）
令和4年から 令和5年まで	新築・買取再販 中古住宅・増改築	4,000万円 （5,000万円）（※1）	3,000万円	4,500万円	4,000万円	5,000万円		5,000万円
			2,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円		3,000万円
平成26年から 令和3年まで			4,000万円 （2,000万円）（※2）			5,000万円 （3,000万円）（※2）	1,000万円	5,000万円 （3,000万円）（※3）

- ※1 認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当する場合（二面番号4）及び住宅の再取得等に係る控除額の特例に該当する場合（二面番号11）
- ※2 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が（特別）特定取得に該当しない場合
- ※3 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合

- 6 二面への転記
- 一面⑬欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。
- (1) ⑫欄の金額がある場合は、二面番号8の⑬欄へ転記
- (2) ⑫欄の金額がなく、⑬欄又は⑭欄の金額がある場合は、二面番号9の⑬欄へ転記
- (3) ⑫欄から⑭欄の金額がなく、⑮欄の金額がある場合は、二面番号10の⑬欄へ転記

- 7 「9（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」欄
- 二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算し、⑳欄に転記します。
- なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。
- (1) 令和4年以前に入居した方が、同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%である場合
- 「8%・10%同一年中取得」の欄に○をした上で、該当する番号を記載します。また、㉑欄には㉒欄又は㉓欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額について、㉔欄には④の①欄又は④の②欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額についてそれぞれ記載します。
- (2) 重複適用を受ける場合
- 「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉕欄に記載します。

- 8 申告書への転記等
- (1) 重複適用を受けない方
- ㉖（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」に転記します。
- また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等（詳しくは、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご確認ください。）を書きます。
- (2) 重複適用を受ける方
- ㉗（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」に転記します。
- また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等と後の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等のいずれも記載します。

用語 の 説明	◆（特別）特定取得	◆（特例）特別特例取得
	▶特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべきものである場合の住宅の取得等をいいます。 ▶特別特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべきものである場合の住宅の取得等をいいます。	▶特別特例取得とは、特別特定取得のうち、特別特定取得に係る契約が次の区分に応じそれぞれ次の期間内に締結されているものをいいます。 ●新築（認定住宅を含む。）の場合 …令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間 ●新築住宅（認定住宅を含む。）・中古住宅の購入、増改築の場合 …令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間 ▶特例特別特例取得とは、特別特例取得に該当する場合で、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得等をいいます。

(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
○ 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が決められている場合には、税務署にお尋ねください。

(年分)

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名			㉑(あなた)	㉒(共有者)	㉓(共有者)	㉔ 合 計 等
取得した資産	家屋(増改築等)	家屋の取得対価の額 (増改築等の費用の額) ㉑				円
		各共有者の共有持分 ㉒				
		各共有者の持分に係る 家屋の取得対価の額等 (㉑ × ㉒) ㉓	円	円	円	
	土地等	土地等の取得対価の額 ㉔				円
		各共有者の共有持分 ㉕				
		各共有者の持分に係る 土地等の取得対価の額 (㉔ × ㉕) ㉖	円	円	円	
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の取得した資産 に係る取得対価の額等 (㉓ + ㉖) ㉗					
	各共有者の自己資金負担額 ㉘					(㉑+㉒+㉓) 円
	借入金	各共有者の 単独債務による 当初借入金額 ㉙				(㉑+㉒+㉓)
		当該債務に係る 住宅借入金等に 係る年末残高 ㉚				
		連帯債務による 当初借入金額 ㉛				円
		当該債務に係る 住宅借入金等に 係る年末残高 ㉜				

※1 ㉑欄及び㉔欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の2の㉑(増改築等の場合は3の㉑)及び2の㉔の金額をそれぞれ転記します。

※2 ㉙欄及び㉚欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。))に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)

※3 ㉑と㉔の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。))と、㉘及び㉙の㉙の金額と㉚の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。))とが異なる場合には、次により調整が必要となります。

- ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
- ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき 連帯債務による借入金の額 (㉗ - ㉘ - ㉙) ㉝	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	
連帯債務による借入金に 係る各共有者の負担割合 (㉝ ÷ ㉛) ㉞ ※小数点以下第2位まで書きます。	%	%	%	%
連帯債務による借入金に 係る各共有者の年末残高 (㉞ × ㉛) ㉟	円	円	円	100.00
各共有者の 住宅借入金等の年末残高 (㉟ + ㉚) ㊱				

※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。

※2 ㉞の割合及び㊱の金額を各共有者の「計算明細書」の㉞欄及び㊱欄に転記します。

増改築等工事証明書

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
工事完了年月日		

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が 10 年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合（住宅借入金等特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

第 1 号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替		
第 2 号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替		
第 3 号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下		
第 4 号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第 3 章及び第 5 章の 4 の規定 2 地震に対する安全性に係る基準		
第 5 号工事 (バリアフリー改修工事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替		
第 6 号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記 1 から 3 のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事	
		地域区分	1 1 地域 2 2 地域 3 3 地域 4 4 地域 5 5 地域 6 6 地域 7 7 地域 8 8 地域
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級 1 2 等級 2 3 等級 3

		認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓				
			上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等				
			低炭素建築物新築等計画の認定主体				
			低炭素建築物新築等計画の認定番号	第	号		
				低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年	月	日
	改修工事後の住宅の一定の省エネルギー性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事				
			上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
			地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域	
			改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3			
			改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級2 2 断熱等性能等級3 3 断熱等性能等級4以上			
住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関			名 称				
			登録番号	第	号		
住宅性能評価書の交付番号			第	号			
住宅性能評価書の交付年月日			年	月	日		
増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合			エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事				
	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事						
	地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域			
	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3					

			改修工事後の住宅 の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級 3 2 断熱等性能等級 4 以上
			長期優良住宅建築等計画の認定 主体	
			長期優良住宅建築等計画の認定 番号	第 号
			長期優良住宅建築等計画の認定 年月日	年 月 日

(2) 実施した工事の内容

--	--

(3) 実施した工事の費用の額等

① 第1号工事～第6号工事に要した費用の額	円
② 第1号工事～第6号工事に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
③ ①から②を差し引いた額 (100万円を超える場合)	円

2. 償還期間が5年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、特定断熱改修工事等若しくは断熱改修工事等（省エネ改修工事）、特定多世帯同居改修工事等又は特定耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合（特定増改築等住宅借入金等特別税額控除（工事完了後、令和3年12月31日までに入居したものに限る。））

(1) 実施した工事の種別

高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事：2%控除分）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡張 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替											
特定断熱改修工事等（省エネ改修工事：2%控除分）	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事										
		<table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域</td> <td>2 2地域</td> <td>3 3地域</td> <td>4 4地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 5地域</td> <td>6 6地域</td> <td>7 7地域</td> <td>8 8地域</td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域		5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域
		地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域	4 4地域						
			5 5地域	6 6地域	7 7地域	8 8地域						
		<table border="1"> <tr> <td>改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級</td> <td>1 等級1</td> <td>2 等級2</td> <td>3 等級3</td> </tr> </table>	改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3						
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3									
次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等												
<table border="1"> <tr> <td>低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合</td> <td>低炭素建築物新築等計画の認定主体</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>低炭素建築物新築等計画の認定番号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>低炭素建築物新築等計画の認定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	低炭素建築物新築等計画の認定主体			低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号		低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日			
低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	低炭素建築物新築等計画の認定主体											
	低炭素建築物新築等計画の認定番号	第 号										
	低炭素建築物新築等計画の認定年月日	年 月 日										
改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事										
		<table border="1"> <tr> <td>地域区分</td> <td>1 1地域</td> <td>2 2地域</td> <td>3 3地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 4地域</td> <td>5 5地域</td> <td>6 6地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 7地域</td> <td>8 8地域</td> <td></td> </tr> </table>	地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域		4 4地域	5 5地域	6 6地域		7 7地域
地域区分	1 1地域	2 2地域	3 3地域									
	4 4地域	5 5地域	6 6地域									
	7 7地域	8 8地域										

			改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3		
			改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3		
			住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称		
				登録番号	第	号
			住宅性能評価書の交付番号	第	号	
		住宅性能評価書の交付年月日	年 月 日			
		増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証る場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事			
			上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事			
			地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域
			改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3		
			改修工事後の住宅が相当する省エネ性能	1 断熱等性能等級4 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3		
			長期優良住宅建築等計画の認定主体			
			長期優良住宅建築等計画の認定番号	第	号	
			長期優良住宅建築等計画の認定年月日	年 月 日		
		断熱改修工事等（省エネ改修工事：1%控除分）	エネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事			
地域区分	1 1地域 5 5地域		2 2地域 6 6地域	3 3地域 7 7地域	4 4地域 8 8地域	
改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2					

	認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等			
		低炭素建築物新築等計画の認定主体			
		低炭素建築物新築等計画の認定番号		第 号	
		低炭素建築物新築等計画の認定年月日		年 月 日	
特定多世帯同居改修工事等（2%控除分）	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 調理室を増設する工事 2 浴室を増設する工事 3 便所を増設する工事 4 玄関を増設する工事				
		調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数
	改修工事前				
	改修工事後				
特定耐久性向上改修工事等（2%控除分）	特定断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 小屋裏の換気工事 2 小屋裏点検口の取付工事 3 外壁の通気構造等工事 4 浴室又は脱衣室の防水工事 5 土台の防腐・防蟻工事 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 7 床下の防湿工事 8 床下点検口の取付工事 9 雨どいの取付工事 10 地盤の防蟻工事 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事				
	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替			
	第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替			
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下			
	長期優良住宅建築等計画の認定主体				
	長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号		
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日		

上記と併せて行う第1号工事～第4号工事（1%控除分）	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替
	第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
	第4号工事	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準

(2) 実施した工事の内容

(3) 実施した工事の費用の額等

① 高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等、特定耐久性向上改修工事等及び第1号工事～第4号工事に要した費用の額		円
② 高齢者等居住改修工事等の費用の額等（2%控除分）		
ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額		円
イ 高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
③ 特定断熱改修工事等の費用の額等（2%控除分）		
ア 特定断熱改修工事等に要した費用の額		円
イ 特定断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
④ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額等（2%控除分）		
ア 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額		円
イ 特定多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
⑤ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額等（2%控除分）		
ア 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額		円
イ 特定耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
⑥ ②ウ、③ウ、④ウ及び⑤ウの合計額		円
⑦ 断熱改修工事等の費用の額等（1%控除分）		
ア 断熱改修工事等に要した費用の額		円
イ 断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有 無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円

3. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）、一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合（住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

①住宅耐震改修	次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準					
②高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替					
③一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）	窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
		地域区分	1 1地域 5 5地域	2 2地域 6 6地域	3 3地域 7 7地域	4 4地域 8 8地域
		認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等			
			低炭素建築物新築等計画の認定主体			
	低炭素建築物新築等計画の認定番号		第 号			
	低炭素建築物新築等計画の認定年月日		年 月 日			
	太陽熱利用冷暖装置の型式					
	潜熱回収型給湯器の型式					
	ヒートポンプ式電気給湯器の型式					
	燃料電池コージェネレーションシステムの型式					
	ガスエンジン給湯器の型式					
	エアコンディショナーの型式					
太陽光発電設備の型式						
安全対策工事		有	無			
陸屋根防水基礎工事		有	無			
積雪対策工事		有	無			
塩害対策工事		有	無			
幹線増強工事		有	無			

④多世帯同居改修工事等	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替				
	1 調理室を増設する工事 2 浴室を増設する工事 3 便所を増設する工事 4 玄関を増設する工事				
		調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数
	改修工事前				
改修工事後					
⑤耐久性向上改修工事等	対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替				
	1 小屋裏の換気工事 2 小屋裏点検口の取付工事 3 外壁の通気構造等工事 4 浴室又は脱衣室の防水工事 5 土台の防腐・防蟻工事 6 外壁の軸組等の防腐・防蟻工事 7 床下の防湿工事 8 床下点検口の取付工事 9 雨どいの取付工事 10 地盤の防蟻工事 11 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易化工事				
	長期優良住宅建築等計画の認定主体				
	長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号		
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日		
上記と併せて行う第1号工事～第6号工事	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替			
	第2号工事	1 棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替			
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下			
	第4号工事 (耐震改修工事) ※①の工事を実施していない場合のみ選択	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準			
	第5号工事 (バリアフリー改修工事) ※②の工事を実施していない場合のみ選択	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替			

第 6 号工事 (省エネ改修工事) ※③の工事を実施していない場合のみ選択	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記 1 から 3 のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事			
		地域区分	1 1 地域 4 4 地域 7 7 地域	2 2 地域 5 5 地域 8 8 地域	3 3 地域 6 6 地域
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級 1 2 等級 2 3 等級 3		
		認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等		
			低炭素建築物新築等計画の認定主体		
低炭素建築物新築等計画の認定番号			第 号		
低炭素建築物新築等計画の認定年月日			年 月 日		
改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記 1 と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事			
		地域区分	1 1 地域 3 3 地域 5 5 地域 7 7 地域	2 2 地域 4 4 地域 6 6 地域 8 8 地域	
		改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級 1 2 等級 2 3 等級 3		

				改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級2 2 断熱等性能等級3 3 断熱等性能等級4以上			
				住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	名 称			
					登録番号	第	号	
				住宅性能評価書の交付番号		第	号	
				住宅性能評価書の交付年月日		年 月 日		
			増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次に該当する修繕若しくは模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事				
				地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域			
				改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級	1 等級1 2 等級2 3 等級3			
				改修工事後の住宅の断熱等性能等級	1 断熱等性能等級3 2 断熱等性能等級4以上			
				長期優良住宅建築等計画の認定主体				
				長期優良住宅建築等計画の認定番号		第	号	
				長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日		

2) 実施した工事の内容

① 住宅耐震改修

ア	当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
イ	当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額	円
エ	ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円

② 高齢者等居住改修工事等

ア	当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額（50 万円を超える場合）	円
エ	ウと 200 万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円

③ 一般断熱改修工事等		
ア	当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)	円
エ	ウと 250 万円 (太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350 万円) のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
④ 多世帯同居改修工事等		
ア	当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)	円
エ	ウと 250 万円のうちいずれか少ない金額	円
オ	ウからエを差し引いた額	円
⑤	①ウ、②ウ、③ウ及び④ウの合計額	円
⑥	①エ、②エ、③エ及び④エの合計額	円
⑦	①オ、②オ、③オ及び④オの合計額	円
⑧ 耐久性向上改修工事等 (対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)		
ア	当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
イ	当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ	アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)	円
エ	当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ	当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
	「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ	エからオを差し引いた額 (50 万円を超える場合)	円
キ	ウ及びカの合計額	円
ク	キと 250 万円 (対象一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は 350 万円) のうちいずれか少ない金額	円
ケ	キからクを差し引いた額	円
⑨	②ウ、④ウ及び⑧キの合計額	円

⑩ ②エ、④エ及び⑧クの合計額	円
⑪ ②オ、④オ及び⑧ケの合計額	円
⑫ 耐久性向上改修工事等（対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合）	
ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額	円
イ 当該対象住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額	円
オ 当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
カ エからオを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額	円
ク 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ケ キからクを差し引いた額（50万円を超える場合）	円
コ ウ、カ及びケの合計額	円
サ コと500万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円）のうちいずれか少ない金額	円
シ コからサを差し引いた額	円
⑬ ②ウ、④ウ及び⑫コの合計額	円
⑭ ②エ、④エ及び⑫サの合計額	円
⑮ ②オ、④オ及び⑫シの合計額	円
⑯ ⑥、⑩又は⑭のうちいずれか多い額（10%控除分）	円
⑰ ⑤、⑨又は⑬のうちいずれか多い額	円
⑱ ⑦、⑪又は⑮のうち⑰の金額に係る額	円
⑲ ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事	
ア ①、②、③、④、⑧又は⑫の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額	円
イ ⑲の改修に係る補助金等の交付の有無	有 無
「有」の場合 交付される補助金等の額	円
ウ アからイを差し引いた額	円
⑳ ⑰の金額と⑱及び⑲ウの合計額のうちいずれか少ない額	円
㉑ 1,000万円から⑱を引いた残りの額（0円未満となる場合は0円）	円
㉒ ㉑と⑲の金額のうちいずれか少ない額（5%控除分）	円

4. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合（買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除）

(1) 実施した工事の種別

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替			
第2号工事	共同住宅等の区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替			
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下			
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準			
第5号工事 (バリアフリー改修工事)	バリアフリー化のための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替			
第6号工事 (省エネ改修工事)	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合	省エネルギー化のための修繕又は模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事		
		地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域	
	改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事	
			地域区分	1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域
			改修工事後の住宅の省エネ性能	
			住宅性能評価書を交付した登録住宅性能評価機関	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3
			名称	
			登録番号	第 号
			住宅性能評価書の交付番号	
			第 号	
			住宅性能評価書の交付年月日	
			年 月 日	

		増改築に よる長期 優良住宅 建築等計 画の認定 により証 明される 場合	省エネルギー化のための次に該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事					
			上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事					
			地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域		
			改修工事後の住宅 の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3				
			長期優良住宅建築等計画の認定 主体					
			長期優良住宅建築等計画の認定 番号	第 号				
			長期優良住宅建築等計画の認定 年月日	年 月 日				
第7号工事 （給排水 管・雨水の 浸入を防止 する部分に 係る工事）	1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替							

(2) 実施した工事の内容

--

(3) 実施した工事の費用の額

① 特定の増改築等に要した費用の総額

第1号工事～第7号工事に要した費用の総額	円
----------------------	---

② 特定の増改築等のうち、第1号工事～第6号工事に要した費用の額

第1号工事～第6号工事に要した費用の額	円
---------------------	---

③ 特定の増改築等のうち、第4号工事、第5号工事、第6号工事又は第7号工事に要した費用の額

ア 第4号工事に要した費用の額	円
イ 第5号工事に要した費用の額	円
ウ 第6号工事に要した費用の額	円
エ 第7号工事に要した費用の額	円

II. 固定資産税の減額

1-1. 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

工事の内容	1 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修
-------	-------------------------------------

1-2. 地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種類及び内容	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替 1 増築 2 改築 3 修繕 4 模様替	
	工事の内容	
耐震改修を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち耐震改修の費用の額		円
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日

2. 熱損失防止改修工事等をした場合又は熱損失防止改修工事等をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の種類及び内容	断熱改修工事	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事	
		上記と併せて行った改修工事	1 天井等の断熱性を高める改修工事	
			2 壁の断熱性を高める改修工事	
			3 床等の断熱性を高める改修工事	
	断熱改修工事と併せて行った右記4から9までに掲げる設備の取替え又は取付けに係る工事	4 太陽熱利用冷暖熱装置	型式：	
		5 潜熱回収型給湯器	型式：	
		6 ヒートポンプ式電気給湯器	型式：	
		7 燃料電池コージェネレーションシステム	型式：	
		8 エアコンディショナー	型式：	
		9 太陽光発電設備	型式：	
工事の内容				

熱損失防止改修工事等を含む工事の費用の額（全体工事費）		円
上記のうち熱損失防止改修工事等の費用の額		
ア 断熱改修工事に係る費用の額		円
イ 断熱改修工事に係る補助金等の交付の有無		有 無
「有」の場合	ウ 交付される補助金等の額	円
① アからウを差し引いた額		円
エ 断熱改修工事と併せて行った4から9までに掲げる設備の 取替え又は取付けに係る工事の費用の額		円
オ エの工事に係る補助金等の交付の有無		有 無
「有」の場合	カ 交付される補助金等の額	円
② エからカを差し引いた金額		円
工事費用の確認（下記③又は④のいずれかを選択して、右側の項目にレ点を入れること）		
③ ①の金額が60万円を超える		☐ 左記に該当する
上記③に該当しない場合		
④ ①の金額が50万円を超え、かつ、①と②の合計額が60万円 を超える		☐ 左記に該当する
上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合		
長期優良住宅建築等計画の認定主体		
長期優良住宅建築等計画の認定番号		第 号
長期優良住宅建築等計画の認定年月日		年 月 日

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	年 月 日
-------	-------

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏 名		印	
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名 称		印	
	住 所			
	指定年月日及び指定番号			
	指定をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合		登 録 番 号	
			登録を受けた地方整備局等名	

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録 住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び 登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付	
			合格通知番号又は合格証 書番号	

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保 険法人	名 称		印	
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検 定合格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級 建築士又は木造 建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場 合		合格通知日付又は合格証 書日付	
			合格通知番号又は合格証 書番号	

(用紙 日本産業規格 A4)

別表

耐震基準適合証明書

証明申請者	住所	
	氏名	
家屋番号及び所在地		
家屋調査日	年 月 日	
適合する耐震基準	1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準	

上記の家屋が租税特別措置法施行令

- {

(イ) 第23条第5項
(ロ) 第24条の2第3項第1号
(ハ) 第26条第3項
(ニ) 第40条の4の2第3項
(ホ) 第40条の5第2項

に定める地震に対する安全性に係る基準に適合することを証明します。

証明年月日	年 月 日
-------	-------

1. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名	印		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称			
	所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

2. 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称	印		
	住所			
	指定年月日及び指定番号			
	指定をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
	建築基準適合判定資格者の場合		登録番号	登録を受けた地方整備局等名

3. 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録住宅性能評価機関	名 称		印	
	住 所			
	登録年月日及び登録番号			
	登録をした者			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
			合格通知番号又は合格証書番号	

4. 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称		印	
	住 所			
	指 定 年 月 日			
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
			合格通知番号又は合格証書番号	

(用紙 日本産業規格 A4)

住宅省エネルギー性能証明書

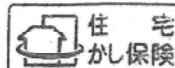
証明申請者		住 所	
		氏 名	
家屋番号及び所在地			
家 屋 調 査 日		年 月 日	
省エネルギー性能	居住用家屋の新築等に係る家屋	☐ ①租税特別措置法施行令第26条第23項(同条第32項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋 ・評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級6以上の基準 ☐ ②租税特別措置法施行令第26条第24項(同条第32項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋(①に該当する場合を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級4以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級4以上の基準	
	既存住宅	☐ ③租税特別措置法施行令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋 ・評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級6以上の基準 ☐ ④租税特別措置法施行令第26条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋に該当 ※次の全ての基準に適合する住宅用の家屋(③に該当する場合を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4以上の基準	

上記の住宅の用に供する家屋が租税特別措置法施行令第26条第23項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋又は同条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証明します。

証 明 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人	氏名又は名称		印	
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の場合	住所		
		指定・登録年月日		
		指定・登録番号(指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合)		
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名称			
	所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合		登録番号	
		登録を受けた地方整備局等名		
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付	
合格通知番号又は合格証書番号				
住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付	
合格通知番号又は合格証書番号				

(用紙 日本産業規格 A4)



保 險 付 保 証 明 書

株式会社日本住宅保証検査機構(JIO)は、既存住宅売買瑕疵担保責任保険(宅建業者用)の保険契約を締結したことを証して、本保険付保証書を発行いたします。適用される保険条件、てん補内容の詳細等につきましては、「保険のしおり(重要事項説明書)」をご参照ください。

保険の種類	既存住宅売買瑕疵担保責任保険(宅建業者用)
保険契約締結日	2013年3月11日

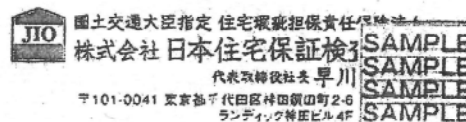
保険の対象住宅	所在地	
	買主	様
証券番号	04-2013-7-000000	

保険期間	保険対象部分	保険対象事由	保険の始期	保険の終期
	構造耐力上主要な部分	基本的な構造耐力性能を満たさないこと	2013年3月21日	2018年3月20日
	雨水の浸入を防止する部分	防水性能を満たさないこと		
	既存住宅売買標準保証書に記載された給排水管路部分	給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさないこと	2013年3月21日	2018年3月20日
	引渡前工事対象リストに記載された引渡前リフォーム工事部分	左記工事の実施部分の隠れた瑕疵に起因して、対象工事部分と事象例一覧の事象が生ずる等、社会通念上必要とされる性能を満たさないこと	2013年3月21日	2014年3月20日
保険金額	1000万円			
免責金額	10万円			
縮めてん補割合	80%(ただし、被保険者の倒産等により買主に直接お支払いする場合は100%)			

付帯する特約条項	故意・重過失特約、給排水管路・引渡前リフォーム工事特約
----------	-----------------------------

被保険者・保険契約者

登録事業者番号	A0000000	商号又は名称	
住所			



作成年月日:

作成地: 東京本社

ST-1065-01(2013.05)
保険契約申込時管理番号: Y0000000

※参考（前年において改正済み）

認定住宅等(長期優良住宅)に係る控除を受けるための添付書類の改正について

- 令和4年10月1日以後、長期優良住宅について、維持保全計画に係る認定制度が創設された。当該認定制度は、建築行為を伴わない既存住宅に係るものであり、従来の建築等計画と異なり、建築証明書等が発行されない。
- そのため、租税特別措置法施行規則が改正され、長期優良住宅に係る住宅ローン控除及び認定住宅新築等特別税額控除について、確定申告書に添付すべき書類は次のとおりとなる。

住宅の取得等の区分	認定計画	添付書類	改正予定
① 認定住宅等の新築※1	建築等計画	認定通知書(新築)※6 + 建築証明書等	現行どおり
② 認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得※2	建築等計画	認定通知書(新築)※6 + 建築証明書等 + 承認通知書※4	現行どおり
	維持保全計画	認定通知書(既存)※6 + 承認通知書※4	改正あり
③ 買取再販認定住宅等の取得※3	建築等計画	認定通知書(新築or増築・改築)※6 + 建築証明書等※5 + 承認通知書※4	現行どおり
	維持保全計画	認定通知書(既存)※6 + 承認通知書※4	改正あり
④ 既存の認定住宅等の取得※3	建築等計画	認定通知書(新築or増築・改築)※6 + 建築証明書等※5 + 承認通知書※4	現行どおり
	維持保全計画	認定通知書(既存)※6 + 承認通知書※4	改正あり

※1 認定住宅等の新築（上表①）については、その新築の前に維持保全計画の認定を受けることが不可能なため、建築等計画による認定スキームに限られる。

※2 建売住宅の取得（上表②）については、理論上、建築業者が建築時に建築等計画の認定を受けず、建築後に維持保全計画の認定を受けたのちに売却することが可能なため、維持保全計画による認定スキームも適用可能性がある。

※3 既存住宅（上表③及び④）については、建築等の時に建築等計画の認定を受けたものを取得する場合と建築後に維持保全計画の認定を受けたものを取得する場合のそれぞれのケースがある。

※4 建売住宅（上表②）及び既存住宅（上表③及び④）の取得の場合は、認定を受ける者と住宅ローン控除の適用を受ける者が異なることから、「認定通知書」に加え「地位の承継に係る承認通知書」（第八号様式）の添付が必要となる（改正前の措規18の21⑬一で読める）。

※5 既存住宅（上表③及び④）の取得の場合は、住宅用家屋証明書の発行がされない（新築時のみ発行）ため、長期優良住宅建築証明書に限られる。

※6 「長期優良法第6条に規定する通知書（第二号様式）」（計画に変更があった場合は「長期優良法第9条に規定する通知書（第四号様式）」）は、その書式の冒頭に「新築/増築・改築/既存」の別を記載することとされており、建築等計画に係る認定通知書は「新築」（既存住宅（上表③及び④）の場合は「増築・改築」の場合もある。）、維持保全計画に係る認定通知書は「既存」と記載されることから、認定通知書を確認すればその住宅がいずれの計画によるものか判断が可能。

令和4年10月1日以後の認定通知書の書式について

第二号様式（第六条関係）（日本産業規格A列4番）

認 定 通 知 書
(新 築 / 増 築・改 築 / **既 存**)

認 定 番 号 第 年 月 日
認 定 年 月 日

(※) (確認番号第 年 月 日)
(確認年月日 号 日)
(建築主事の氏名)

殿

所 管 行 政 庁

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画等について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定に係る住宅の構造
5. 共同住宅等に係る申請にあつては、認定対象住戸番号
6. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請にあつては、工事種別
7. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請にあつては、新築又は増築・改築の時期
8. 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて申請を行った場合においては、同条第1項の規定による求めを行った年月日

(※)は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の改正により、維持保全計画に係る認定の場合に対応するため、認定通知書の区分に新たに「既存」が追加された。

○ この「既存」に該当する認定通知書の発行を受けている場合には、確定申告書に建築証明書等の添付が不要となる。

(※) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定を受けた場合における変更認定通知書（第四号様式）においても、同様の改正が行われた。